

四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会公募委員募集要項

四街道市教育委員会では、四街道市子ども読書活動推進計画（第五次）（以下「計画」という。）の策定にあたり、四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置します。

策定委員会は、計画の策定にあたっての検討を行うものであり、この委員会の設置にあたり、策定委員会の委員の一部を以下のとおり募集します。

1 応募要件

応募の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす方とします。

- (1) 四街道市内に居住する方（住民登録又は外国人登録のある方）又は通勤若しくは通学している方
- (2) 令和7年3月31日現在で、年齢が満18歳以上の方
- (3) 任期中の平日に開催する会議（5回予定）に出席できる方
- (4) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の職員でない方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項又は学校教育法第9条に規定する欠格事由に該当しない方

※原則として、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。

また、本審議会の委員となることができるのは通算6年までです。

2 募集人数

1人

3 任期

委嘱日（令和8年2月予定）～令和9年3月31日

4 活動内容等

- 1 会議は原則として、平日の午後に2、3時間程度開催し、任期中4回程度（令和8年2月、5月、7月、10月）を予定していますが、状況により開催回数が増える場合があります。（令和3年度は6月、7月、11月、令和4年1月に開催）。
- 2 委員は、策定委員会の会議に出席し、計画の策定にあたって、市民の意見の取りまとめを含め必要な事項について協議、検討を行い、計画の案を作成し、教育長に報告します。
- 3 策定委員会は、この公募により選出された委員のほか、学識経験者、小中学校の校長及び教員等、幼稚園及び保育園（所）の教諭又は保育士、図書館協議会委員、社会教育委員などの委員で構成し、全体で13人以内をもって組織します。
なお、委員の選任にあたっては、原則として9人を超えて一方の性で占めないように配慮します。

5 報償等

年度ごとの規定による委員報償をお支払いします。交通費等の支給はありません。

6 募集期間

令和7年9月24日（水）～10月15日（水）

※期日厳守。郵送の場合は令和7年10月15日（水）必着。

7 提出書類

①応募用紙（別紙１）・・・ 四街道市教育委員会指導課、総合案内、四街道市立図書館、四街道公民館、千代田公民館、旭公民館、四街道市情報公開室にて配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

②レポート

「四街道市の子どもの読書活動の推進について」をテーマに応募用レポート用紙（別紙２）又は任意のＡ４サイズの下紙１ページに８００字程度で考えをまとめてください。また、任意の下紙を利用する場合は、「テーマ」及び「氏名」を必ず記載してください。

※上記の条件に不備がある場合は、受け付けられません。

8 提出方法

- ①直接持参・・・市役所第二庁舎２階 四街道市教育委員会 指導課まで
- ②郵送・・・〒284-0003 四街道市鹿渡 2001-10 上記課あて
- ③電子メール・・・yshido@city.yotsukaido.chiba.jp

9 選考方法

提出いただいた書類を基に、公募委員選考委員会において、次の基準に従い、選考を行います。なお、選考の結果については、本人あて文書にて通知します。

1) レポート審査

応募者より提出されたレポートについて、次の審査基準に基づき、計２０点満点で採点します（６割以上を合格点とします）。

【審査基準...（ ）内は配点】

- ① 参加への意欲・熱意（５点）
- ② 論理の一貫性及び分かりやすさ（５点）
- ③ 社会経済情勢や本市の現状・課題の理解（５点）
- ④ 課題の解決に向けた実現可能性（５点）

※各委員が採点した点数の平均点を委員会の点数とします。

2) 総合評価（選考）

公募委員選考委員会において、上記レポート審査による合格点以上の者について、本市における委員兼職状況、市政への関与・市民活動等の経験、地域性、男女比率、年齢層等を基に総合的に判断し、公募委員として選考します。

10 注意事項

- 1) 提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- 2) 受理した書類は、返却いたしません。

11 問い合わせ先

〒284-0003 四街道市鹿渡 2001-10
四街道市教育委員会 指導課（田村）
TEL 043-424-8925・FAX 043-424-8923
電子メールアドレス yshido@city.yotsukaido.chiba.jp